

処分基準

令和 8 年 4 月 1 日作成

法令名：道路交通法	
根拠条項：第75条の2第2項	
処分の概要：車両の使用制限命令	
原権者（委任先）：長崎県公安委員会	
法令の定め：道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）	
処分基準： 別添のとおり	
問い合わせ先：長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室 電話095-820-0110（内線5261）	
備	考：

別添

車両の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の基本量定については、原則として次の基準により行う。

1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者のことをいう。法人の使用車両については、当該法人が車両の使用者として、道路交通法（以下「法」という。）第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令を受ける客体となる。

(2) 基準日

公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。

(3) 基準本拠

基準日における当該車両の使用の本拠をいう。

2 処分量定の基準

道路交通法施行令（以下「令」という。）第26条の8に規定する車両の使用制限命令の処分基準に該当することとなった車両の使用者に対する使用制限命令の処分期間の具体的量定は、当該使用者の前歴の回数、基準日前6月以内に受けた当該車両を原因とする放置違反金納付命令の回数及び車両の種類に応じ、下表に定める期間を超えない範囲で行うものとする。ただし、令第26条の8に定める期間の範囲内で、下記3に定めるところにより、処分を加重、軽減又は免除することができることとする。

前歴の回数・放置違反金の 納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、準中型 自動車、大型特殊自動車又は重被 牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車 、小型特殊自動車又は原動機付自 転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1月	1月

3 処分の加重、軽減又は免除

(1) 処分を加重することができる場合

当該使用者が下命・容認若しくはこれに準ずる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で、処分期間を加重することができるものとする。

(2) 処分を軽減することができる場合

次に掲げる事情のいずれかがある場合で、使用者の運行管理の改善が期待できるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

ア 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

イ 前歴及び免除歴（基準日前1年以内に、当該基準本拠を使用の本拠とする車両について、道路交通法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準に達したにもかかわらず、下記(3)の適用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。）がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

ウ その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分を免除することができる場合

次に掲げるいずれの事情にも該当する場合は、当該処分を免除することができるものとする。

ア 前歴及び免除歴がない場合

イ 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令の回数が3回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、すべての放置違反金納付命令について、放置違反金の滞納がない場合

ウ 使用者が具体的な再発防止策を提示している場合等、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合